



午前10時00分 開会

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第2回七飯町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

5番 田 村 敏 郎 議員

6番 稲 垣 明 美 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

会期の決定

---

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

諸 般 の 報 告

---

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

本臨時会に、町長より提案された議件は、議案2件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

次に、職員の人事異動がありましたので、議会運営例規第26項の規定に基づき、管理職員の紹介を求めます。

町長。

○町長（中宮安一） それでは私から、令和2年5月1日付人事異動に伴う事務分掌発令につきまして、町政動向報告として配付しておりますが、異動のあった管理職員を紹介させていただきます。

初めに、経済部都市住宅課長、川島篤実でございます。

○都市住宅課長（川島篤実） 川島です。よろしくお願いたします。

○町長（中宮安一） 次に、経済部農林水産課長、あわせて農業委員会事務局長、田中正彦でございます。

○農林水産課長（田中正彦） 田中です。よろしくお願いたします。

○町長（中宮安一） 次に、教育委員会学校教育課長、北村公志でございます。

○学校教育課長（北村公志） 北村です。よろしくお願いたします。

○町長（中宮安一） 次に、教育委員会生涯教育課長、竹内圭介でございます。

○生涯教育課長（竹内圭介） 竹内です。よろしくお願いたします。

○町長（中宮安一） 紹介は、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、本会議に出席を求めた説明員以外は、退席をお願いいたします。

---

日程第3

議案第33号 本町上台団地3棟・4棟  
長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について

---

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第33号本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

**○都市住宅課長（川島篤実）** それでは、議案第33号本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について提案説明申し上げます。

令和2年3月17日第1回七飯町議会定例会で議決のあった本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約に一部変更があったので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

この契約は、令和2年3月18日から令和2年7月30日までの期間で、現在進めております工事になりますが、本町上台団地4棟の屋根板金を撤去したところ、屋根の一部において野地板及び垂木の腐食が発見され、建築年次が同じ3棟においても屋根を打診したところ、4棟同様の状況と推測されたことから、今回の改修建築主体工事に合わせ、腐食している一部の野地板及び垂木を撤去しなければ屋根板金の施工に支障が出ることから、約款及び七飯町建設工事施工要領の規定に基づき、撤去及び新設と新たな腐食防止対策として雪割部へのアルミセルフボード、これは換気口になります。また、その接続部の穴あけ加工を1棟6カ所、2棟分の計12カ所を追加し、工事内容を変更するものでございます。

なお、この契約の変更は、現行予算で対応してまいりますので、契約変更による新たな予算措置はございません。

それでは、議案の記の下にあります表をごらん願います。

表の右側の欄が現在の契約になりますが、項目のうち3契約金額を変更前の5,412万円から5,786万円とし、374万円を増額するものでございます。この金額は、新請負代金額を算出式に基づき計算した結果となっております。

そのほかの1契約の目的、2契約の方法、4契約の相手方につきましては、変更ございません。

議案の次のページになります。

これは平面図となっており、今回対象となる箇所は、色の塗ってある部分で、3棟及び4棟とも

同じ場所を撤去及び新設する箇所となっております。

簡単ではございますが、提案説明は以上でございます。議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（木下 敏）** これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

**○9番（上野武彦）** 今、提案されておりますが、この提案は前回議会で否決した中身と、変わらない内容で提案がされております。

それで今回補正を含めると、当初の見積もりを大きく100%超えるというような形になってくるわけなのですが、そういった不祥事と申しますか、今回発生したわけですか。これに関しては、前に岳陽学校の工事に際しても補正が組まれて、改めて追加補正ということが行われておまして、今回2回目になるわけですね。このようなことがたびたび繰り返されることは、よろしくないというふうに思います。

そこで今回のこういった見積もりに不備があったということの原因、町はどう考えておられるのか、また、見積もりを行ったのはどこののか。これは岳陽学校の時点においても、どのようであったのか、あわせてまずお聞きしたいなというふうに思いますので、そういったことを含めて質問に答えていただきたい。

**○議長（木下 敏）** 経済部長。

**○経済部長（青山芳弘）** 1問目のどうこの事態を考えているのかということでございますけれども、町といたしましては、やはりこういう改修の際は、躯体などそういう耐震を目的としておりますので、そういう部分については躯体を調査する、また、屋根については目視でということ、一般的な方法をもって調査をしております。

最小の経費で最大の効果ということを念頭におきながら、今回は屋根の板金を剥いで、ルーフィングを剥いだ結果、腐食している部分が発見された。そういう部分は今回の改修に合わせて、一緒に行うことによって経費の節減にもつながることから、あくまで最小の経費で最大の効果を生むということ、一般的な方法ということで

御理解のほどお願いしたいと思います。

また、どこが設計したのかということでございますが、当初の設計の委託ということでございますでしょうけれども、最終的には町のほうで設計の内容を確認して、最終的な決定をしているということでございます。

当初の工事实施設設計委託業務につきましては、北匠建築設計事務所のほうで落札し、当初行ってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 見積もりは北匠建築設計というところだということですが、これは岳陽学校も同じだったのかということがもう一つ確認したい点ですが、町は今回一般的な方法で見積もりをしているというようなことなのですが、2度もこのような不祥事というべきことが発生しているわけで、今後ともこのような一般的な方法で見積もりを続ければ、同じような事態が今後も発生するということになるというふうに思われるわけですが、それについては今後どう改善する考えがあるのか、その辺について2点伺います。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 1問目の岳陽学校の設計ということの部分でございますけれども、現在、資料がございませんので、その分は暫時休憩をお願いしたいと思います。

また、今後、こういう事案があるとかそういう部分ですけれども、町といたしましては、先ほども言いましたが、最小の経費で最大の効果ということで、目的に合った改修事業に耐震化、そういうことでのいろいろな調査項目ございます。それらにのっとり一般的な方法をもって、補助対象の要件に合うように調査をし、実施していきたいと思っております。今後、こういうものがあり得るのかということでございますけれども、それらについては、今の現時点ではどうのこうのという答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 先ほど、暫時休憩したいということで何分ぐらいですか。

それでは、理事者のほうで答弁のための暫時休

憩をお願いするというので、10分間の休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

予定より5分ほど早く調整ができましたので、会議を再開していきたいと思っております。

議案第33号本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更についての質疑を続けます。

上野議員の再質問に対する答弁から入ります。

経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは、再質問に答弁いたしますが、先ほど休憩に入る前に、上野議員のどこが最初、設計したのかということで、私が資料を間違っただけでございました。

上台団地長寿命化調査設計委託業務は、小南建築設計事務所のほうでございました。大変申しわけございません。資料を間違っただけで、誤答弁をいたしました。おわびを申し上げます。

2点目でございますが、大沼岳陽学校の設計はどこかということでございますが、山田総合設計株式会社になります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） ちょっと私のほうから、少し補足させていただきたいというふうに思います。

まず、この設計は新築する、あるいは改築のときの設計ではございません。修繕工事という工事の設計でございます。ですから、修繕ですから人も住んでおられます。住んでいる方もいらっしゃいますので、まずそこは大前提、設計する前提では違うということをまず御承知していただきたいなというふうに思います。

それと、今、ちょっと不祥事という言葉が議員が使われましたけれども、私どもは不祥事というふうには思っておりません。現在、入っている中でこれを設計するに当たっては、やはりふかし部分というのは必ず工事にはつきものでござい

す。こういう修繕工事には、そのふかし部分については、どうしていこうかということでの設計の仕方でありまして、まずは使えるだろうと、そういうことでの判断の中で設計をさせていただきました。

本来であれば、1度、屋根を剥いでそしていい悪いを判断して、取りかえる部分、残す部分というのをやるというのが正しいのかもしれませんが。しかし、そういうことによると、そういうことをしますと、設計費がとてつもなく高いものになります。一旦剥いだものは、また戻さないと、住んでいる人がおりますので、ですからこれは使えるだろうという前提で設計をさせていただいております。

工事に入って屋根・トタンを剥いだところが、腐食する部分があったということで、それは設計変更でやりましょうということでやらさせていただきましてでございます。これは国初め自治体、ほとんどがこのようなやり方でやっております。設計変更というのは、きちんと認められたものでありますので、間違いでもなければ、違法性のあるものでもございません。

そういう意味で、私どもとすれば最小の経費で、先ほど部長も言っていましたけれども、最大の効果を生む方法として、この方法をとらせていただいたということでありますので、見積もりの額がどうのこうの中でのちょっと私も、不祥事という言葉にえっと思ったので、何に関して不祥事と言ったのかははっきりと覚えておりませんが、私は今回の提案する中身の中で不祥事という言葉で表現されるというのは、私どもとしてはそういうことは全く思っておりませんので、そういったこともぜひ御理解をいただきたいなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、町長にもお答えいただいているのですが、今回、長寿命化工事と銘打って、この工事が取り組まれているということで、平松議員からもそういった点の質問があったわけでありまして、町長の今の答弁では、使えるだろうとの前提の工事になるというようなこと

でありましたけれども、そうすると、この長寿命化という名目を打っての今回の取り組みは、一つは、例えば国からの補助金を得るための手段だとか何だとか、そういう問題があったのかというふうにも思いますけれども、その辺について正式な見解を、長寿命化という名前をつけておりますけれども、当面使える範囲の修復工事であるということなのかどうか、その確認だけしたい。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 長寿命化とうたっているということでございますが、国の社会資本整備総合交付金の交付要綱の中に、今回の上台団地の部分は、防災安全交付金という部分で対象となっております。これらは公営住宅の耐震改修事業ということでございますので、その中の要件にインフラ長寿命化計画に定められた個別設計計画の記載などということがございますので、町といたしましては冬トピア団地の長寿命化の際の計画に、それらを網羅させていただいて計画の中に持っているということでございますので、それらのもとにそれぞれ防災安全交付金の要綱にのった補助の対象ということになってございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、今の上野議員の質問した内容の回答に対して、答えがあった内容について若干ちょっと確認させていただきたいと思うのですが、今回提案されている3棟・4棟長寿命化計画の当初の設計の中で、目視して確認して使えるだろうと、野地板についてですね。ということで設計計画をしたということで、もし腐っていたら、そこで変更契約すればいいのだろうかというそういう、こういう場合には次のこうすればいいのだという、そういうことを最初から想定した上で進めていたものなのかどうか。

僕は、長寿命化計画というぐらいなので、屋根の鉄板と野地板というのはワンセットで使えるのかどうか、当然、検討して進めるのかなというふうに考えていたものですから、その腐食を目視し

てわかったらファインプレーなのか、それともファインプレーではなくて、ごく普通に設計すれば野地板がどうなっているかというのは、当然、設計の中で決めているのではないかなというふうに思うのですけれども、当初の設計の中でも野地板が腐食していたら、そこで設計変更すればいいのだと、そういう規則・ルールがあるのだからという安易な考え方だったのかどうかということと、もう一つは、部長が最小の経費で最大の効果というお話をされていましたが、当初の設計に野地板の腐食した場合の対応について当然検討した場合と、今回のように設計変更した場合の町が支出する経費等について、どのくらいものがあるのかと。

僕は、逆に契約変更したほうが、業者の言った値段をそのまま、そのままでないにしても受けざるを得ない。屋根を剥いでしまった後は直さざるを得ないわけですから、そういうようなことを考えると競争原理も働かないということを見ると、当初の設計できちっとして、それで入札、競争原理の働いた価格で落札してもらって、それでやったほうがいいのではないかなというふうに考えるわけですが、その辺の定期的なおおよその考えというのはどうなのですか。今回のような契約変更したほうが安く上がるということなのでしょう。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 若山議員の質問にお答えしてまいります。

設計変更を想定しているのかと、それは当初のときから考えているのかというような趣旨の質問があったと思います。

あくまで先ほど言ったとおり、まず設計変更というものは、町長の答弁にありましたとおり、違法ではございません。約款にもそういう場合があった場合には、設計変更の条項もございます。

また、先ほど、課長が提案説明いたしました七飯町建設工事執行要領というのがございます。これらに基づいて、そういう事案が発生した場合は、設計変更をしていくというようにうたわれてございますので、当初から予定しているとかでなくて、あくまでその工事が進捗していった段階で

予想を反した事案が出てきた場合には、そこで協議をさせていただき、設計変更すると。あくまで想定ということではございませんので、御理解のほどお願い申し上げます。

最小の経費で最大の効果ということでございますけれども、当然、調査時に町長が答弁いたしましたけれども、住んでいるところでございますので、そこを鉄板を剥いで、ルーフィングを剥ぐということで野地板を確認すると、それら剥いだものを再度使用することはできませんので、それらの部分がプラス、まず設計に出てくると。当然、そのところで確認次第では、その後の設計の変更にはなっていないということでございますので、ただ、その経費、剥いだ作業と工事までの期間、張ったトタン、それらを工事の際は再度また剥いでいくとか、そういうことも出てきますので、工事費としては上乘せになると。ただ、詳細については積算してございませんので、幾ら高くなるということは、ここではちょっと答弁できないので御理解のほどお願いいたします。

ただ、今回の野地板を変えるということで、高い競争原理がないのではないかとございしますが、当初の入札の際に、それぞれ競争した数字を使わせていただいて再計算してございますので、競争の原理ということでなくて、当初の競争原理をそのまま運用し、また、工事の関係から同じ業者に施工を依頼したほうがスムーズに進むということで、この制度のほうを運用してございますので御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） ちょっと補足をさせていただきますけれども、安易に設計変更すればいいのだと、そういう考え方ではございません。それはぜひ御理解をいただきたいなど。

そして今、議員おっしゃっているのは、例えば仮に当初の入札するときに、仮に1億円だったとします。設計額、予定価格が。そして入札という行為がありまして、当初ですよ、それが9,000万円で落ちたと、1割落ちた、今、端的な例を言っていますので。

それで、議員がおっしゃるのは、次に業者が見

積み重ねて、そのまま契約するのではないかというような言い方もしましたけれども、そうではなくて、これももちろん業者の見積もりではないです。これに、今、補修する取りかえるものが幾らかかのだといたら、1,000万円かかる、1,000万円増えますよということになった。それはこの入札率90%で、1億円のものが9,000万円です。最初の入札落ちていますので、次の1,000万円に同じ率、10分の9掛けて出されたものが347万円という数字でありますので、業者の見積もったものをそのまま契約しているのかというような考えもあるやに聞こえましたので、そうではなくて七飯町が変更分のどれくらい増えるのかというのを、私どものほうで設計したものを入札率と同じ率を掛けて契約をしているということでありますので、ぜひそこを御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 丁寧な説明ありがとうございました。

僕は特に違法だとか、そういうことを言っているわけではなくて、変更契約というのは当然あるわけですし、必要なケースはあると思う。ただ、それは予想外の全く想定してなかったことが起きたので、変更しようということ想定しているのではなくて、屋根を直すときの野地板だったら、もうセットではないかという気持ちがあるものですから、それについてどうしてそこまで設計の段階で、町の職員の方がその点についてどうするのかと。これはこうこう見たから大丈夫ですよというような判断があったのかどうか、そこを確認した上で、できればその辺の制度をしっかりともらって、今後、このような安易な、安易なと言ったら怒られるかもしれないですけども、変更契約にならないようにどうすべきかというところを部長がおっしゃったとおり、最小の経費で最大の効果で、何も確認しないでやるという方法もあるのかもしれないですけども、そのところを聞ければ議案に賛成して、工事を進めてもらっても何ら構わないと思ったのですけれども、そのところで変更契約がないような当初の

設計のそういう体制について、何か少し見直すとか、今後このようにするかというような御提案なり、確約でなくても意気込みでも構いません。その辺をちょっと聞かせていただければ、賛成しやすくなるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 前の否決になったときも部長のほうからお答えしていますけれども、2度とないということは言えません。ふかし部分ですから、見える部分であれば、きちんと設計します。見えない部分なのです。

ですから、剥いでみないとわからないという部分ですので、それをやろうとすれば、一旦剥いで、設計段階で一旦剥いで、でも中に人、入っているのですよ。それを一旦剥いだもので確認して、今回も全て使えないわけではないですよ、使える部分もあるわけですから。これを一旦剥いだもので見ると、もうこのことがわかってくるのです。ですから、2度とないということは、部長もあるかもしれませんということで答弁していますけれども、私もこれはやり方としては、それが七飯町が特殊なやり方であれば、これまた国なり北海道なりに相談して、どうしたらいいものかということ相談する価値はあるのでしょけれども、ほとんどの場合はこのような形でやらせていただいておりますので、ぜひこれからも。これからも、ですから次の5棟・6棟の折にも検音で少し屋根の上に上がって、今、検音で判断できる技術屋といいましょうか、そういった方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、そういうことも少し検討するという意味では、やってもいいのかなという気がしますが、でもこのたびの私どもの今出している設計変更の関係では、私は先ほど来言っているとおりの、最小の経費で最大の効果を出すというそういうやり方をしたということで、そこには私は自信と確信を持って言わせていただきますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

中島勝也議員。

○12番(中島勝也) それでは質問させていただきますけれども、私は、この議案につきましては4月28日の第1回臨時会でいろいろ議論され、やっておりましたし、今、同僚議員2人も質問されましたから、それ以上のことはないのですが、1点だけちょっとお伺いしたいと思っております。

先ほど、町長からももちろんお話ありましたけれども、この団地は今、入居されているわけですよね。私はそう思いますと、速やかにこの工事を進めまして、住民が安心して住める状態、これをつくっていかねばならないのかなと、ぜひそれに努力をしていただきたいと思いますと思っております。

その中で、今、新型コロナウイルスが出ていますけれども、そのことによってこの工事が中断したり、延期になったりというようなことはあるのかなのか、その辺1点だけお伺いしたいと思います。

○議長(木下 敏) 経済部長。

○経済部長(青山芳弘) 中島議員の質問にお答えしていきます。

コロナ関係で、この工事が延期とかがないのかということでございますが、現時点でコロナ関係で延期ということは、今の現状ではないです。ただ、今後、また情勢が日々動きますので、それらを踏まえて定期的な会議においても各事業者の方々には、コロナ対策ということで、手洗いとか、食事をする際は十分事前に手洗いをするとか、そういう形で外で作業してございますので、三密、そういう部分についても同じく注意喚起をしながら、工事を進めているという段階でございます。

ただ、情勢は日々動きます。ですから、今は何とか大丈夫だという判断をしてございますが、これについてもまた状況が変われば、やはり中断ということも考えられるということで御理解のほどお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) ほか、質疑ございませんか。

横田有一議員。

○1番(横田有一) 1点。今、答弁で3棟・4棟をやっている中で、こういう事例が出てきまし

たよということになったのですけれども、この後、これまたやりますよね。そのときは、それは頭の中に入れてきちっとやっていくということで、例えば反対にそれを予算に入れて減額補正するとか、そういうふうなことは考えているのかどうか。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(中宮安一) 今の現時点では、同じような方法でやらさせていただきたいというふうに思っています。ただ、先ほど言ったとおり、検音というのですか、たたいて、ここまでは腐っているというそういう技術屋がいるかどうかは、これちょっと町のほうでいろいろな機関にお話をし、北海道も含めていろいろな機関にお話をし、そういうものができるかどうかを、そういうところは検討したいというふうに思いますけれども、住んでいる方がいらっしゃる中では、1度剥いだものをもとに戻す、そして実際の工事をやるというのは、これはやっぱりちょっと住んでいる方にとっては、随分苦痛な思いをなさるのかなというふうに思いますので、あるいは逆に初めから全部取りかえるという設計をして、そこに極端に言えば1,000万円かかるのだ。ところが使えるものが3分の1あるので、330万円は設計変更で減額するというそういう手もあるのかもしれないけれども、ちょっといびつですね。それやれば普通に、普通にといいましょうか、普通ということはいけません。今回のような一般的にやられている国、あるいは北海道、地方公共団体がやられているやり方が、私どものやっているやり方でありまして、ぜひ5棟・6棟のときにも同じようなことがございましたら、ぜひそこも含めて御理解をいただきたい。そのことについても、そういうことが発生した折には、皆様方にしっかりその旨を相談させていただきますので、その折には御理解をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 横田有一議員。

○1番(横田有一) 大変いい説明ありがとうございます。

今のやつは、そののところに人が住んでいると



というのがあったのですけれども、例えば反対に次からやるときには、そこを例えば住んでいるのだっただどこかに移ってもらって、例えばそこで殴打だとか何とかということ、そういうことはできるのではないかなと思うのですよね。

移れるか、移れないかというのはちょっとその辺のことは、あれはないのですけれども、そのところから移ってもらって、例えばしばらくはそこに住んでいただくとかということにしていくならば、今回みたいようなことは、この次にやるときはそういうことは起こる可能性は少なくなるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 議員おっしゃるとおり、一旦引っ越しをしてもらって、そして1度剥いでみる。悪いところがあれば、そこは取りかえていこうという、そしてまた、それは工事発注してからでもできますね、それはね。やるということは可能かと思えますけれども、その折に引っ越し料というのでしょうか、移転料、相当かかる話ですので、そこまでやっていいのかどうかというのは、私はそこまでやらないほうが、経済的に仕事ができるのかなというふうに思っていますので、方法としてはない話ではないので、それとまた、移り先を探すというのも大変な作業であります。大変だからやらないということではなくて、スムーズに行くかどうかということも非常に心配ですので、できればこのような方法でやらせていただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4

議案第34号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第34号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第34号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により町の商工業経営安定金融融資制度の利用増加が見込まれるほか、七飯町商工業経営安定金融融資条例の一部改正に伴う保証補給金及び利子補給に係る経費、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、北海道の休業要請等に協力する町内で飲食店を営む事業者で、営業の自粛や営業時間の短縮等に取り組む方に対し、一律30万円の給付となるよう北海道の制度への上乗せや町独自の支援給付を行うために必要な経費、また令和2年からマイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトのうち、児童手当の項目が一部変更及び追加となったため、システム改修に要する経費について補正するものでございます。

それでは、第1条でございます。

既定予算の総額に歳入歳出それぞれ4,568万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億4,568万4,000円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳出を御説明申し上げます。

2款総務費1項6目電算管理費は、委託料で総合行政情報システム改修委託料44万7,000円の追加。

7 款商工費 1 項 1 目商工費は、商工業経営安定支援事業費として、負担金、補助及び交付金は商工業経営安定資金融資保証補給金 5 7 万 5, 0 0 0 円。商工業経営安定資金融資利子補給 1 3 6 万 2, 0 0 0 円、休業要請等協力支援金事業費として、負担金、補助及び交付金は休業要請等協力支援金 4, 3 3 0 万円。商工費合計 4, 5 2 3 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。

次に、5 ページの歳入に戻っていただきます。

1 4 款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備補助金として 2 9 万 8, 0 0 0 円の追加。

1 8 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、4, 5 3 8 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（木下 敏）** これより、質疑を許しません。

若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** 2 点ほど、ちょっと確認のために教えていただければと思います。

まず、今回繰入金で財源に充てている財政調整基金ですけれども、これが決算動向含めた落ちつき見込みというか、幾らになるのか。今後、それが町のコロナ対策の財源にもなっていく可能性もあるのですけれども、幾らあるか教えていただきたいということと、それと商工業経営安定資金の予算の中で、当初予算では貸付金 3, 5 0 0 万円ということで、条例の立てつけからいくと、その 4 倍をその貸付金を提携金融機関に預けて、その 4 倍を貸し付けするというようなそういう流れになっているのですけれども、今回、利子補給の関係でその分予算にしていますけれども、貸付金等を増やして貸し出しをたくさん利用できるような形にするというような発想がなかったのかどうか、そこをちょっと。貸付金は、単なる預金ですから、使ってしまうわけで、固定化されるだけですので、その辺のところはどうかかなということで、2 点、質問します。

**○議長（木下 敏）** 総務財政課長。

**○総務財政課長（倍楼 司）** それでは私のほうから、1 問目にございました基金の件について御

答弁申し上げます。

基金につきましては、3 月の定例会時に令和 2 年度の当初予算の説明資料ということで、今、5 月 1 日ですから令和元年度の整理予算というか、5 月いっぱい令和元年度が確定するわけでございますけれども、5 月 3 1 日現在の見込みとして財政調整基金については、6 億 5, 0 0 0 万円程度を見込んでいるというところでございます。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（福川晃也）** 先ほどの御質問に御答弁させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症の対策ということで、商工業経営安定支援事業につきましても随時、金融機関との調整等を行っているところであります。その中で、今、御質問にありましたとおり、総額 3, 5 0 0 万円の預託金の額につきましても調整をさせていただいております。現在の状況ですと、当初の予算の 3, 5 0 0 万円で一応この枠の中におさまり、さらに 3, 5 0 0 万円の目標として 4 倍まで貸し付けとなっていますが、各金融機関につきましても御努力をいただいているところであります。現在の見込みでは、この額で大丈夫だというような状況でございます。

ただし、これにつきましても今後の状況、常に動いておりますので、それら金融機関からの要請等ありましたら、直ちに御提案申し上げて、予算の補正をさせていただくこともございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（木下 敏）** 若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** 1 点だけ。財政調整基金の予算の附属資料の中に過去の数字と見込みと来年の 3 月、3 月か 5 月かな見込みまでのつてあれしていましたが、今回の決算で一部積み立てをするような余裕金みたいのは見込めそうなのですか、それを含めて 6 億 5, 0 0 0 万円という数字なのですか。

**○議長（木下 敏）** 総務財政課長。

**○総務財政課長（倍楼 司）** 3 月に、令和元年度の補正予算の中で繰り越しというか、今の令和元年度の収支のバランスを見ながら、そこは基金に積み立てできるようなところも想定しております。

して、今の金額となっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第34号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 以上で、本臨時会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和2年第2回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時54分 閉会

